

JA 新潟厚生連中央看護専門学校感染症対処方針

1. 学校および実習場における過ごし方

- 1) 登校する日は、さくら連絡メールの健康チェック票を入力し校舎内に入る。
- 2) 学校内でのマスクの着用は任意とする。但し、病院実習に行く際および学内であっても風邪症状等、体調不良のある場合はマスクを着用する。学校側から感染症の流行に伴いマスク着用の指示を行う場合もある。
- 3) 登校時、食事前は手洗い、うがいを行う。
- 4) 37.5℃以上の発熱、鼻汁、頭痛、咽頭痛、咳、嗅覚・味覚異常、嘔吐・下痢などの症状がある場合は登校せず学校に電話連絡する。その後、医療機関を受診し、結果を再度、学校に連絡する。
 - ①新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、発症日を0日として5日間登校できない。
 - ②インフルエンザに罹患した場合、医療機関の医師の指示に従い登校許可書をもって登校する。
 - ③同居家族や親しい人が新型コロナウイルス陽性者、または同居家族や親しい人が陽性者と接触した場合、病院及び施設実習に行く場合は、最終接触日を0日として、3日間は登校時に抗原検査キットを使用し陰性を確認する。学内での学習の場合は抗原検査キットでの検査は必要ないが1週間はマスクを着用する。
 - ④ ③の場合、食事は他者と離れてとる。
- 5) 校舎内での密集・密接・密閉を避ける。教室前後のドアは常に開放する。また、休憩時間にも窓を開け換気をする。

2. 保護者の方へお願い

医療現場で学習する看護学校では、学生の登校制限、必要な検査の実施、家庭内での感染対策など、状況に応じて対応していただく場合がありますのでご承知ください。宜しくお願い致します。

令和7月9吉日
学校長 矢尻 洋一